地域公共交通ＤＸ・コンパクト＋ネットワーク促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、地域公共交通を確保・充実し、その利便性向上や利用促進を図るため、市町村又は公共交通事業者が実施するスマート技術を活用したＤＸやコンパクト＋ネットワークによる交通再編の取組に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和４０年埼玉県規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、「公共交通事業者」とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。

（補助事業等）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。

一　市町村及び市町村と交通事業者等が連携協力して取り組む協議会等が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項に規定する地域公共交通計画及び埼玉版スーパー・シティプロジェクトの地域まちづくり計画に基づき実施するスマート技術を活用したＤＸやコンパクト＋ネットワークによる交通再編事業

二　公共交通事業者が市町村と連携し、複数の市町村にまたがり実施するスマート技術を活用したＤＸやコンパクト＋ネットワークによる交通再編事業

２　前項の補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、別表のとおりとする。

２　補助金の額の算定に当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請書の様式）

第５条　規則第４条第１項の交付申請書の様式は、様式第１号のとおりとする。

（交付決定通知書の様式）

第６条　規則第７条の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（補助事業の変更申請）

第７条　補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（次項の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式第３号の変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の軽微な変更は、次のとおりとする。

一　事業全体の補助対象経費の増減が２０％以内又は５０万円以内のもの

二　事業内容を大幅に変更しないもの

（交付決定の変更及び通知）

第８条　知事は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第４号の交付決定変更通知書を補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第９条　補助事業者は、補助事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、速やかに書面により知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第１１条　規則第１３条の実績報告書の様式は、様式第５号のとおりとする。

２　前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後３０日以内又は補助金の交付を受けようとする会計年度の末日のいずれか早い日までとする。

（額の確定通知書の様式）

第１２条　規則第１４条の額の確定通知書の様式は、様式第６号のとおりとする。

（補助金の請求）

第１３条　補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第７号の請求書を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第１４条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

３　補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第８号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

４　取得財産等を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることとする。

（書類の整備等）

第１５条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。ただし、取得財産等については、前条第２項に規定する財産処分制限期間が経過するまでの間、保管しなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第１６条　補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に知事が定める。

附　則

この要綱は　令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は　令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は　令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は　令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

地域公共交通ＤＸ・コンパクト＋ネットワーク促進事業補助金

補助事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助下限額
市町村 及び 市町村と交通事業者等が連携協力して取り組む協議会等	１　新たなモビリティサービス（ＡＩオンデマンド交通、自動運転バス、MaaＳ等）の導入に要する経費 ２　地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送（福祉有償運送を除く。）、企業・病院・学校の送迎バス等）の導入に要する経費 ３　コミュニティバスやデマンド交通の再編等に要する経費 ４　上記のほか地域公共交通のＤＸやコンパクト＋ネットワークに資する事業（スマートバス停、ＧＴＦＳの整備等）として知事が認める経費	１／２ 以内	１，０００万円 複数年度にわたり実施する同一内容の取組については、複数年度を通じて補助上限額以内とする。	５０万円
公共交通事業者	１　新たなモビリティサービス（自動運転バス、MaaＳ等）の導入に要する経費 ２　上記のほか地域公共交通のＤＸやコンパクト＋ネットワークに資する事業（スマートバス停、ＧＴＦＳの整備、配車システム導入等）として知事が認める経費	１／２ 以内	２５０万円 市町村と連携した、複数市町村にまたがる事業に補助する。 複数年度にわたり実施する同一内容の取組については、複数年度を通じて補助上限額以内とする。	５０万円

（注）
１　補助対象経費は、事業に要する経費（初期費用に限る。）から国や県、市町村もしくはこれに準ずる公的機関の補助金等を控除した額とする。
２　補助対象経費には、土地の取得に要する経費を除く。
３　補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。（公共交通事業者の場合）